

厚木市で、障がい者を雇用する事業主のみなさまへ

# 障害者雇用奨励交付金

厚木市では、障がい者の雇用の安定を促進するため、障がい者を雇用する事業主の皆様に対して、交付金を交付します！

申請は  
毎年8月中です



令和6年度から  
市内在住1人につき  
10万円になりました

## 交付対象

常用労働者が300人以下で、8月1日現在に次の要件を全て満たしている事業主の皆様です。

- ① 市内で1年以上事業を継続
- ② 市内の事業所に1年以上勤務する障がい者を常用雇用
- ③ 障害者雇用率(2.5%)を達成
- ④ 市税を完納

## 補助金額(1人当たり)

- ① 市内在住(8月1日を基準に3か月以上継続して市内に住所がある)の方に年額10万円
  - ② 市外在住の方に年額5万円
- ※厚木市内の事業所に1年以上勤務する常用雇用の障がい者が対象

裏面もご覧ください

## 交付の期間

障がい者を雇用した日から1年を経過した日以降、最初の8月1日から 10 年（雇用する障がい者一人一人について期間を算定）

【例】 雇用 (1年経過) 1年目申請 10年目申請  
2024年5/1→(2025年5/1)→2025年8/1→……→2034年8/1

ただし、厚木市企業等の立地促進等に関する条例(平成 21 年条例第2号)第5条に規定する雇用奨励金の交付を受けた障がい者に係る交付金については、初年度は交付しないものとし、翌年度の基準日から起算して9年を限度とします。

## 申請期間

8月1日から31日まで(消印有効)

## 申請方法

電子申請または郵送による申請

➡令和7年度から電子による申請が可能になりました。

市ホームページ「障害者雇用奨励交付金」ページにアクセス後、申請してください。

## 提出書類

- ① 厚木市障害者雇用奨励交付金交付申請書
- ② 身体障害者手帳・療育手帳(障がいがあることを証する書類も可)または精神障害者保健福祉手帳の写し  
※ 精神障害者で手帳を所持していない方は、申請できません。
- ③ 雇用保険被保険者証の写し
- ④ 障害者雇用内訳書
- ⑤ 役員等一覧表
- ⑥ 請求書

■電子申請の利用方法・各種様式は

厚木市 障害者雇用奨励交付金

検索



厚木市HP

## 申請先・問い合わせ先

厚木市 産業振興課

〒243-8511

厚木市中町3-17-17(厚木市役所第二庁舎8階)

電話 046-225-2585